

(6) 資本金別法人数に関する調

区分 資本金別	分割法人							県内法人			合計			その他				
	利益法人			欠損法人				小計 ①+② ③	利益法人 ④	欠損法人 ⑤	小計 ④+⑤ ⑥	利益法人 ①+④	欠損法人 ②+⑤	小計 ③+⑥	不申告 法人	休業中 の法人	清算中 の法人	所在不明 法人
	2の県に またがる もの	3以上の 県にまた がるもの	計 ①	2の県に またがる もの	3以上の 県にまた がるもの	計 ②												
300万円未満	5	2	7	8	2	10	17	284	659	943	291	669	960	139	85	46	1	
300万円以上 1,000万円未満	33	8	41	48	4	52	93	1,872	5,140	7,012	1,913	5,192	7,105	377	246	254	4	
1,000万円	52	32	84	43	15	58	142	1,264	3,013	4,277	1,348	3,071	4,419	168	100	196	0	
1,000万円超 5,000万円未満	74	41	115	53	20	73	188	800	1,096	1,896	915	1,169	2,084	50	35	61	0	
5,000万円以上 1億円未満	26	40	66	20	15	35	101	120	141	261	186	176	362	4	5	11	0	
1億円	2	3	5	0	5	5	10	9	15	24	14	20	34	0	0	2	0	
1億円超 10億円未満	4	24	28	5	1	6	34	30	10	40	58	16	74	1	2	2	1	
10億円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
10億円超 50億円未満	1	11	12	0	1	1	13	3	1	4	15	2	17	0	0	0	0	
50億円	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	
50億円超 100億円未満	0	2	2	0	0	0	2	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	
100億円以上	0	3	3	0	0	0	3	0	0	0	3	0	3	0	0	0	0	
合 計	197	166	363	177	64	241	604	4,382	10,075	14,457	4,745	10,316	15,061	739	473	572	6	

(注) 1 この調は、平成26年2月1日から平成27年1月31日までの間に事業年度が終了し、かつ、当該事業年度までに申告納付期限の到来した普通法人(収入金額課税の法人を除く。)について確定申告の段階で作成した。

2 上期または下期のいずれかに利益がある場合には利益法人とし、上期および下期ともに欠損の場合には欠損法人とした。

なお、不申告法人か否かについても、上期または下期のいずれかに申告があれば不申告法人とはせず、上期および下期ともに不申告である場合に不申告法人とした。

不申告法人について、上期または下期のいずれか、または上期および下期とも決定があったときは、不申告の欄に記載していない。

3 資本金の区分については、最終事業年度の期末現在における資本金の額による。

4 分割法人については、当該法人の主たる事務所又は事業所が県内に所在するものについて記載した。